

訪問型サービス（独自）サービスコード表
【四街道市総合事業指定相当訪問型サービス（現行相当サービス）】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合 成 単位数	算定単位	
種類	項目									
A2	1111	訪問型サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合				1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス 1 1 日割			日割の場合		39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合				2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス 1 2 日割			日割の場合		77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス 1 3 日割			日割の場合		123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179		
A2	2621	訪問型サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		220単位	220		
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合（20分未満）			163単位	163		
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割				日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算 1 1 日割				日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算 1 2 日割				日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算 1 3			(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算 1 3 日割				日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型業務継続計画未策定減算 2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型業務継続計画未策定減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型業務継続計画未策定減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算			
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算					200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算					50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270／1000加算			1月につき
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287／1000加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 1			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249／1000加算			
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266／1000加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207／1000加算			
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170／1000加算			

色分け

赤字→変更

黄色→新規

灰色→廃止